

素材公売公告

令和7年2月12日

分任契約担当官

上川北部森林管理署長 赤羽根 浩

次により素材の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書（案）、国有林野事業林産物売買契約約款（以下「約款」という。）、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現場を熟覧のうえ入札して下さい。

1 入札物件の種類及び数量等

「素材販売物件一覧表」のとおり

2 入札（開札）日時及び入札（開札）場所

(1) 入札（開札）日時 令和7年2月26日（水曜日）
午後2時15分 開始 締切即開札

(2) 入札（開札）場所 上川郡下川町緑町21-6外
下川町町有地

3 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 森林管理局長から令和2年度から令和6年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。

(4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政338号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4 入札

(1) 入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧ください。

(2) 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。

（旧用紙を使用する場合は、「入札注意書」を「入札心得」と読み替えることとします。）

なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。

(3) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 郵便入札も受け付けます。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後5時までに到達するよう書留郵便をもって上川北部森林管理署へ送付して下さい。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札に

は参加できません。

- (5) 入札参加資格を確認するため、有資格証明書の提示を求められることがあるので必ず携帯して下さい。
- (6) 錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

5 入札保証金及び契約保証金
免除します。

6 契約の締結
落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

7 延納
1件の売払代金が150万円以上、契約数量1,000m³以上で所定の担保の提供があったものについては、12箇月以内の延納を認めます。

8 代金の納付(担保提供) 期限
契約締結日から20日以内とします。

9 契約の解除
約款23条の規定により契約解除となったときは、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

10 物件の引渡し
代金納入または延納担保提供の日から15日以内に引渡しを行います。

11 物件の搬出期間
各物件の搬出期間は「素材販売物件一覧表」のとおり

12 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所
(1) 上川北部森林管理署
上川郡下川町緑町21番地4 電話01655-4-2551

13 木質バイオマス証明について
本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載し、この記載をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

14 物件の現地案内
現地案内は省略します。

15 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得については、北海道森林管理局ホームページに記載しております。

契約約款：『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>契約約款・仕様書・申請書>契約約款（立木販売事業）国有林野事業林産物売買契約約款』

入札心得：『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』

16 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

17 その他詳細については、上川北部森林管理署総務グループにお問い合わせ下さい。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

上川北部森林管理署

〒098-1202 上川郡下川町緑町2 1 番地 4

Tel. 01655 - 4 - 2551

050 - 3160 - 5735 (I P)